

令和8年度千葉県教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託企画提案

募集要項

1 目的

職員育成のノウハウがある訪問看護ステーションを教育用訪問看護ステーションと位置づけ、近隣地域の訪問看護ステーションの職員に対して、地域における関係者との連携・ノウハウ伝授や同行訪問による実践的な研修、職員育成及び訪問看護業務に関する相談支援を行うことにより、訪問看護ステーションの看護職員の資質向上及び地域のネットワークの構築を目的とする。

2 事業の概要

(1) 事業名称

千葉県教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託

(2) 業務内容

本事業の受託者（以下「受託者」という。）は、前記目的を達成するため、別添「千葉県教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託仕様書」に記載した業務を行う。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 募集する訪問看護ステーションの数

在宅医療の需要が特に増加すると見込まれる二次医療圏※5地域を優先として、1地域につき1か所

※千葉、東葛北部、東葛南部、印旛、市原

※優先地域以外の地域においても応募は可能。

なお、同地域内において、複数ステーションの共同提案を可能とする。

(5) 契約方法

本事業に対する企画提案を募り、審査により予算の範囲内で、最も優れた提案をした者から順に受託候補者として決定し、詳細の業務内容及び契約条件等について協議し、合意したのちに委託契約を締結する。

(6) 委託金額の上限額（単独、共同提案共通）

1ステーションあたり 2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(7) 委託料

委託料は、提出された予算計画書の金額を上限とし、委託契約期間満了後、精算払いを原則とする。

3 応募資格

(1) 必須要件 以下の全ての項目に該当している必要がある。

- ・介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の指定を受けた者であること。
- ・教育用訪問看護ステーションは、千葉県内に所在すること。

- ・研修の指導者として、訪問看護認定看護師、在宅ケア認定看護師、地域看護専門看護師若しくは在宅看護専門看護師、又はこれら認定看護師等と同等以上の能力が認められる者（※）がいること。

※同等以上の能力が認められる者とは、訪問看護ステーション外の活動として研修講師等の実績がある者等とする。

(2) 推奨要件 以下の項目に該当していることが望ましい。

- ・常勤で5名以上の看護職員を雇用していること。
- ・24時間対応体制加算を請求していること。
- ・在宅看取り件数が年間10件以上であること。
- ・連携医療機関が複数あること。
- ・専門領域に特化した事業所でないこと。

4 共同提案

同地域内における複数のステーションによる共同提案を行う場合には、次の事項に留意すること。

(1) 共同提案に参加するステーションはいずれも3 応募資格(1) 必須要件を満たすことを必要とする。

(2) 必ず共同提案の代表ステーション(代表者)を決め、他の構成ステーションについても代表者名等を記載すること。代表ステーションは本プロポーザルの提案に必要な諸手続きを行うものとする。

なお、県からの業務委託料は代表ステーションが受領し、代表ステーションから他の構成ステーションに所要額を支払うものとする。

(3) 一つのステーションが複数の共同提案に参加することはできない。また、共同提案に参加しながら、自らが単独で提案を行うことは認められない。

(4) 代表ステーション及び構成ステーションを変更することはできない。

5 全体スケジュール

内 容	期 間
公募期間	令和8年5月27日(水) から6月19日(金) 午後5時まで
説明会開催日	令和8年6月3日(水) 午後2時から オンライン形式
質問受付期間	令和8年5月27日(水) から6月5日(金) 午後5時まで
質問への回答	令和8年6月10日(水) (千葉県ホームページに掲載して回答する。)
企画提案書等提出期限	令和8年6月19日(金) 午後5時(必着)
第1次審査(書面審査)	令和8年6月中旬(予定)
第1次審査結果通知	令和8年6月中旬(予定) (各応募者に文書で通知する。)

第2次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和8年6月下旬(予定) (日時未定、オンライン形式) ※詳細は、対象者に文書で通知する。
審査結果通知	令和8年6月下旬(予定) (各2次審査対象者に文書で通知する。)

6 応募方法等

(1) 提出書類

- ア 企画提案書(様式1)
- イ 提案事業者に関する調書(様式2)
- ウ 業務処理体制に関する調書(様式3)
- エ 所要経費の積算に関する調書(様式4)
- オ 委託業務に対する考え方及び提案内容に関する調書(様式5)
- カ 関係書類
 - (ア) 定款又は規約
 - (イ) 前事業年度の収支決算書
 - (ウ) 団体の概要を明記したもの(様式は問わない。既存のパンフレット等で可。)
 - (エ) プレゼンテーション用補足資料(任意)

(2) 作成上の注意事項

- ア 各文書のファイル形式はワード・エクセル・パワーポイント・PDF・jpg とすること。ワード・エクセル・パワーポイントの場合、PC の環境によって見え方が異なる場合があることに留意すること。(元のワードファイル等とPDF に変換したファイルと両方を送ってもかまわない)
また、特殊なフォントや機種依存文字を使用した場合、県では読めない場合があることに留意すること。
- イ 提出後の企画提案書の変更・差し替え等は認めない。

(3) 提出方法

- ア 応募書類の提出方法
電子メール(件名は「【応募】教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託(ステーション名)」とすること。) また、メール送信後、電話にて到達を確認すること。
- イ 応募書類の提出期限
令和8年6月19日(金) 午後5時(必着)
- ウ 応募書類の提出先
千葉県健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室
TEL 043(223)2457 FAX 043(221)7379
電子メール chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp
- エ 留意事項

県がメールで受信できるデータは最大7.2MBであるため、その容量を超えるデータを送付する場合は、分割して送るなどの対応をすること。

7 説明会の実施

企画提案者の募集に当たり、説明会を次により開催する。参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者名を令和8年6月1日（月）の正午までに申し込むこと。

なお、説明会に出席しない場合でも、企画提案を行えるものとする。

(1) 開催日時 令和8年6月3日（水）午後2時から

(2) 開催方法 オンライン（Zoom）

(3) 申込方法 電子メールによること。

件名を「【説明会】教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託（ステーション名）」とすること。

メール本文に、「法人等の名称」「参加者名」「電話番号」を記載すること。

(4) 連絡先 千葉県健康福祉部医療整備課地域医療構想推進室

chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

8 審 査

選定に係る審査は、審査委員会において審査基準に基づき実施する。なお、企画提案書の内容には、企画提案者の秘密及び個人情報に関する事項が含まれていることから、審査は非公開で行う。

(1) 第1次審査

提出された企画提案書について、事務局で応募資格や書類形式等に係る要件の充足状況を確認する。応募資格要件等を満たしていないと認められる場合には当該企画提案者は失格とする。審査結果は全提案者へ文書で通知する。

(2) 第2次審査

第1次審査を通過した企画提案者からのプレゼンテーションを審査委員会において実施し、企画提案書の内容とともに総合的に判断し、予算の範囲内で、最も優れた提案をした者から順に千葉県の委託業者として選定する。

ア 開催日時 令和8年6月下旬（対象者へ別途通知する。）

イ 開催場所 対象者へ別途通知する。

ウ 出席者 1提案者あたり2名以内とする。

エ プレゼンテーション

- ・プレゼンテーション実施後、その内容について、質疑応答を行う。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の資料のみを用いて行うものとする。
- ・プレゼンテーションに参加しない場合は、審査の対象から除外する。

オ 審査方法 下表の項目に従い審査を行い、企画提案書の内容とともに総合的に判断し、予算の範囲内で、最も優れた提案をした者から順に千葉県の委託業者として選定する。

評価項目	評価基準	
事業の的確さ、有効性	1	事業の目的や仕様書の内容を理解した提案内容となっているか
	2	本県の訪問看護における地域の現状や課題を理解しているか
	3	近隣地域の訪問看護ステーション職員に対する研修内容等は適切か
	4	地域のネットワークを構築・強化できる提案内容となっているか
事業の実現性	5	目的を達成できるスケジュールとなっているか
	6	研修を実施する経験豊富な看護職員はいるか
	7	経費の積算根拠は適切か、算定金額は妥当か
実績	8	類似の研修などの実績を有しているか
組織の安定性	9	研修が実施できる体制や財務基盤があるか
取組意欲	10	業務を受託する意欲や熱意があるか

カ 結果通知

第2次審査の結果については、第2次審査参加者全員に文書で通知するとともに、千葉県ホームページ上で委託事業者を公表する。なお、委託事業者以外の企画提案者名の照会や審査結果に関する問い合わせについては、一切対応しない。

キ その他

- ・ 審査委員会は非公開とし、内容の照会等には応じない。
- ・ 審査に関する異議には一切応じない。

9 質問の受付

応募に係る質問については、次のとおり対応する。

(1) 受付期間・方法

令和8年6月5日（金）午後5時までに電子メールで問い合わせること。

その際、件名を「【質問】教育用訪問看護ステーション運営事業業務委託（ステーション名）」とし、本文中に質問を簡潔に記載すること。

問い合わせ先：chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp

(2) 質問への回答

質問のあったすべての事項に対する回答を、令和8年6月10日(水)から千葉県ホームページにおいて公表する。質問者に対する個別の回答は行わない。

10 応募者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のないものが企画提案書を提出した場合
- (2) 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 所要経費の積算に関する調書(様式4)の見積額に誤脱や判読しがたい数字の記載がされているとき、又はその金額が訂正されているとき
- (7) 前記各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為や提出書類の重大な記載不備等、審査委員会が失格であると認めた場合

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案に要する経費は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画提案等の修正又は変更は一切認めない。
- (3) 提出書類の著作権は応募者に帰属する。ただし、県が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (4) 提出された書類は一切返却しない。
- (5) 本案件に係る行政文書の開示請求があった場合は、千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)に基づき提出案件を開示する場合がある。
- (6) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の16及び千葉県財務規則第99条の規定により、受託者は契約保証金(契約金額の100分の10以上)を納付しなければならない。なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (8) 6(2)に規定する委託事業者の通知・公表後であっても、委託事業者について3の各号で示した応募資格のいずれかの要件を欠くにいたった場合(従前から要件を満たしていなかったことが判明した場合を含む。)、その者とは契約の締結を行わない。
- (9) 受託者は、受託者が行う業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について第三者に再委託を行う場合は、次の各号について、あらかじめ書面で県の承認を得なければならない。
 - ア 再委託の相手方の名称及び住所
 - イ 再委託を行う業務の範囲

ウ 再委託を行う必要性

エ 契約金額

(10) 本要項に定めるもののほか、必要な事項は契約で定める。

1.2 提出先・問い合わせ先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 (千葉県庁本庁舎13階)

千葉県健康福祉部医療整備課 地域医療構想推進室 担当：山口

TEL 043(223)2457 FAX 043(221)7379

電子メール chihuku@mz.pref.chiba.lg.jp